

八王子市都市公園指定管理者の選考に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市公園の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(審査の原則)

第2条 審査にあたっては、八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針（平成16年7月9日市長決裁）及び、八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2（平成17年4月21日市長決裁）並びに、各公園の指定管理者選定方針に基づいて、選考審査を行う。

(審査の方法)

第3条 指定管理者の選定にあたって、まちなみ整備部及び生涯学習スポーツ部は、資格審査表（別表1）及び事業計画書記載事項点検表（別表2）に基づき応募資格の審査を行う。

2. 応募資格の審査に適合したものについて、選考委員が一次選考審査を行う。
3. 一次選考審査に合格したものについて、八王子市都市公園指定管理者選定委員会設置要綱（平成21年9月1日設置）に基づく八王子市都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が二次選考審査を行う。

(一次選考審査)

第4条 一次選考審査は、次の3名で選考委員を構成する。

- (1) まちなみ整備部公園課長
- (2) まちなみ整備部主幹（企画調整担当）
- (3) 生涯学習スポーツ部主幹（スポーツ施設担当）

2. 一次選考審査は次のとおり行う。

- (1) 応募者数が5者以下の場合

選考委員は、応募資格審査に適合した応募書類について、応募要件及び事業計画の適法性に関する審査を行い、審査に合格した者を二次選考審査に付議する。

- (2) 応募者数が6者以上の場合

- ア . 選考委員は、応募資格審査に適合した応募書類について、応募要件及び事業計画の適法性に関する審査を行うと共に、別に定める選定評価基準に基づく得点による評価を行い、審査に合格した者のうち評価得点の高い上位 5 者を二次選考審査に付議する。
 - イ . 評価得点と同点の場合には、6 者以上を二次選考審査に付議することができる。
- 3 審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行うことができる。
 - 4 市長は、一次選考審査結果について、速やかに全応募者に通知しなければならない。

(二次選考審査)

第 5 条 二次選考審査は、選定委員会が行う。

- (1) 選定委員会は、提出された事業計画書及び、添付書類並びに、応募者の運営能力等についてプレゼンテーションを実施し、別に定める選定基準に基づき総合的に審査を行う。
 - (2) 選定委員会は、選定に関する評価やプレゼンテーションの方法等審査に必要な事項を定めることができる。
- 2 選定委員会は、二次選考審査の結果を市長に報告しなければならない。
 - 3 市長は、二次選考審査結果を受け、公園指定管理者の候補者を決定した時は、速やかに二次選考審査対象者に通知しなければならない。

(その他)

第 6 条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に市長が定める。

附則

- 1 . この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 5 日から施行する。